

## 審議会の今後のスケジュール等について

## 1 審議会の法令上の根拠

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

## ○いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

第6章 廃棄物減量等推進審議会

（審議会の設置）

第31条 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、いわき市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第33条 前2条に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## ○いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

第6章 廃棄物減量等推進審議会

（会長及び副会長）

第30条 条例第31条の審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、その会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第32条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（関係者の出席）

第33条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第34条 審議会の庶務は、生活環境部ごみ減量推進課で処理する。

（委任）

第35条 第30条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 2 これまでの審議内容

当審議会は、平成5年に任期2年で設置され、これまでに13期を重ねている。

第13期の任期では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画一部改定版に位置付けた数値目標の進行管理や、各年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画に位置付ける具体的施策等について審議を行った。

【第13期任期：平成29年11月1日～令和元年10月31日】

No.	年月日	内容
1	H29. 11. 28	◇ 委嘱状交付式（第13期） ・平成28年度一般廃棄物処理実施計画実績／計画達成状況について ・平成29年度上半期のごみ処理実績について ・審議会の今後のスケジュール等について
2	H30. 3. 19	・平成29年度一般廃棄物処理実施計画の実績見込について ・平成30年度一般廃棄物処理実施計画（案）について
3	H30. 11. 14	・平成29年度一般廃棄物処理実施計画実績／計画達成状況について ・平成30年度上半期のごみ処理実績について ・食品ロス削減対策について
4	H31. 3. 15	・平成30年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の実績見込について ・平成31年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）について ・いわき市分別収集計画（第9期）（案）について

## 3 今後の審議予定

第14期の任期では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、次期基本計画）の策定に向けた審議や数値目標の設定及び進行管理、ごみの減量等を図る具体的施策等について審議する予定である。

【第14期任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日】

No.	時期	内容
1	R元年度 R1. 11月頃	災害対応で開催できず
2	R元年度 R2. 1月頃	災害対応で開催できず
3	R元年度 R2. 3月頃	◇第14期委員委嘱状交付式 ・平成30年度一般廃棄物処理実施計画実績／計画達成状況について ・令和2年度一般廃棄物処理実施計画（案）について ・次期基本計画策定の方向性及び今後のスケジュール等について
4	R2年度 R2. 7月頃	・令和元年度一般廃棄物処理実施計画実績／計画達成状況について ・将来推計を踏まえた次期基本計画の素案について
5	R2年度 R2. 9月頃	・次期基本計画素案について ・市民意見募集（パブリックコメント）の実施について
6	R2年度 R2. 11月頃	・令和2年度上半期のごみ処理実績について ・パブリックコメントに対する意見への対応について
7	R2年度 R3. 1月頃	・次期基本計画について ・令和2年度一般廃棄物処理実施計画の実績見込について ・令和3年度一般廃棄物処理実施計画（案）について
8	R3年度 R3. 9月頃	・令和元年度一般廃棄物処理実施計画実績／計画達成状況について ・策定後の基本計画における各種施策の取り組み状況、予定について

※時期や内容については、現時点での想定です。